

たかやま労基署だより (R7.05)

高山労働基準監督署

【法改正のお知らせ】

～令和7年6月1日より熱中症対策が義務化～

我が国の熱中症による死亡労働災害は、令和4年以降、年30件以上発生しています。熱中症による死亡労働災害のほとんどが初期症状の放置・対応の遅れによるもので、約7割は屋外作業で発生しています。

今後も作業現場において死亡に至らせないための適切な対策が必要となることから、熱中症対策の強化が行われました。

【主な改正内容】

1. 熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
2. 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するための措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※対象となる作業について

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

何かご不明点等がございましたら高山労働基準監督署安全衛生課までお問い合わせください (0577-32-1180)

労働災害発生状況 (4月末)

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和7年		令和6年		対前年比 増減数、増減率		令和5年同期 (参考)	
全産業	59		39	(2)	20	51.3%	45	(1)
製造業	20		12		8	66.7%	14	(1)
建設業	7		9	(2)	-2	-22.2%	7	
運送業	4		1		3	300.0%	0	
林業	3		4		-1	-25.0%	2	
小売業	3		0		3		3	
社福祉	4		2		2	100.0%	4	
旅館業	4		6		-2	-33.3%	5	
その他	14		5		9	180.0%	10	

【説明会のお知らせ】

令和7年度飛騨地区労働安全衛生大会

日時: 令和7年6月25日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場所: 飛騨世界生活文化センター 飛騨芸術堂

【主な内容】

第1部: 全国安全週間を迎えるにあたって
(高山労働基準監督署)

第2部: 特別講演「心理的安全性の高い職場づくり」
(岐阜産業保健総合支援センター 塚原逸郎先生)

参加ご希望の方は高山労働基準監督署 安全衛生課まで
お問い合わせください。(0577-32-1180)

(E-mail: takayama-annei@mhlw.go.jp)